

令和 6 年 4 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和 6 年 4 月 30 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和6年4月30日(火) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 吉田 元信
委 員 田中 敬子 簗下 純男 中下 小夜
教 育 長 今田 実

出席職員 教育部長 岡 一行 教育総務課 課長 丸山 恭司
学校教育課 課長 大谷 裕幸 生涯学習課 課長 長谷川 典史
中央公民館 館長 中田 幸 参 事 阪口 浩章
教育相談センター
センター長 森田 常義

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和6年度3月市議会定例会一般質問について

報告第3号 橋本市社会教育委員の委嘱及び任命について

報告第4号 橋本市文化財保護審議会委員の委嘱について

報告第5号 橋本市スポーツ推進委員の委嘱について

報告第6号 橋本市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について

報告第7号 令和5年度の「長欠」・「不登校」等の状況および令和6年度のセンター活動について

5 付 議 事 項

6 その他

協 議 事 項

連 絡 事 項

教育長

おはようございます。

これから令和 6 年 4 月定例会を開会します。本日の出席委員は 5 名です。

まず、教育長職務代理者の指名について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、吉田委員を指名します。よろしくお願いいたします。

次に、前回の会議録の承認について、吉田委員お願いします。

吉田委員

的確に記載されていました。

教育長

ありがとうございます。

次に、今回の会議録署名委員を指名します。

本日の会議録署名委員は、田中委員をお願いします。

田中委員

承知しました。

教育長

報告第 1 号教育状況について、私から報告します。

はじめに、教育委員会事務局の体制について特徴的なところを報告します。

まず、教育総務課についてですが、これまで企画総務係、施設係の 2 係でしたが、新たに学校再編推進係を置き 3 係となりました。また、施設係に 2 名の技術職員を加え、体制強化を図りました。

学校教育課は、学校司書を 5 名から 7 名体制としました。

生涯学習課の学芸員は、新規採用職員を 1 名加え、2 名体制としました。また、4 月 6 日にオープンした岡潔数学体験館には、館長と館長補佐の 2 名を配置しています。

なお、各課の配置ですが、教育総務課、生涯学習課はこれまでと同じ場所ですが、学校教育課を 2 階から 3 階に移動しました。

新たな体制の評価については、教育委員会事務局内の事務改善委員会において行い、更に充実できるよう努めていきたいと考えています。

次に、令和 5 年度末教職員人事異動の概要について報告します。

令和 5 年度末教職員人事異動において管理職の退職はありません。異動規模は全体で 84 名です。ここ数年の中では少なくなっています。

内訳は、管外転出は 15 名、管外からの転入は 12 名です。昇任も含めた管内異動は 30 名です。新規採用教員は、小学校 16 名、このうち 2 名は他県での経験者です。中学校は 4 名、養護教諭、事務については、本年度の新規採用はありませんでした。退職者は 7 名です。

管理職については、校長の異動はありません。管理職昇任並びに採用は、管外へ異動しての校長昇任が 1 名、管内での教頭昇任が 2 名です。管内異動の教頭が 5 名、管外からの転入教頭が 1 名、管外への転出教頭が 2 名です。教諭等の異動については、各学校の活性化とともに職員の資質向上のために管内及び管外異動を行っ

ています。また、本人や学校長の留任希望がある場合でも、異動したケースもあります。

次に、令和6年度の児童生徒数について報告します。

一昨年、小学校、中学校合わせて4,000名を切り、3,986名になり、昨年は3,951名でした。

今年度は、小学校児童2,679名で44名減、中学校生徒1,204名で24名減、合計は3,881名で、昨年度から68名減少しています。

小学校新一年生は416名、中学校新一年生は397名で、昨年度と比較すると、小学校では24名減、中学校では5名増となっています。来年度以降についても、児童生徒数は減少傾向が続きます。

次に、4月6日にオープンした「橋本市岡潔数学体験館」について報告します。

まず、4月6日から26日までの来館状況ですが、市内の高校生以下が147名、一般が137名で市内からは284名、市外の高校生以下が1名、一般が60名で市外からは61名でした。合計345名でした。加えて、22日には、和歌山県都市教育長協議会があり、視察先として、9市の教育長と随行職員に岡潔数学体験館に来館いただきました。

県外からは、大阪府、愛知県、千葉県、滋賀県、兵庫県、岡山県からの来館がありました。

アンケートでは概ね良い評価を頂いていますが、展示品のさらなる充実が今後の課題と捉えています。

オープニングセレモニーの閉式にあたり、私から次のようにご挨拶させていただきました。「岡博士を顕彰する、岡博士について学ぶ、そして算数・数学を学ぶ拠点ができることは、多くの皆様方の長年の願いでした。本日、ここに『橋本市岡潔数学体験館』として開館することができました。しかし、開館が、解、答えの発見ではなく、『橋本市岡潔数学体験館』を成熟させるための新たな問いであり、山に登る最初の足掛かりであると考えています。」

詳細については、配布している資料をご覧ください。名誉館長に就任いただいた、東京大学先端科学技術研究センター神崎亮平さんのメッセージも配付していますので、併せてご覧ください。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

オープンして早々に、市内の方、市外の方、そして視察に来てくださった方がたくさんいるという報告をお聞きしました。私たちも見学させていただきました。面白い仕掛け、子どもたちが算数、数学に興味を持つような工夫もされていましたが、これから遠足等で来ていただくときに、もう少しじっくり見られるような空間があれば良いと思います。今のご報告にあったように、これから一層の発展を目指していただきたいのと、「こんなことができたらいいな。」というような、希望のアンケートも取ってもらえたら発展していくことのプラスになるかなと思い、今お話し聞かせていただきました。

教育長

ありがとうございます。

アンケートには、更なる発展を目指して、「こういうことをしてもらいたい。」というところもあります。そこで触れさせてもらったのが、いろんなことを充実して、展示してもらえるとありがたいというような意味合いのことがやっぱり多かったんです。そこは私たちが、ある程度揃えてきたものもあるのですが、さらに発掘していく。それをどういった形で展示するのがわかりやすいのか、なかなか数学関係のことについては難しさもあるので、そこをどう展示していくかというのは課題があるかなと思います。その辺りしっかり館長を中心に、考えていってもらいたいと私からもお願いしているところです。

吉田委員

岡潔数学体験館について、滑り出しは好調だと思いました。ただ、私も見学させてもらいましたが、岡潔博士の専門は数学者でも難しいと思いますが、それをどこまで一般の方に対してわかりやすく話するか、説明するか、その辺りの工夫をしていただきたいなと思いました。あと郷土資料館のこれまでの展示と何がどう違ってくるのか、その差別化をもう少しきちっとしてもらった方が良いと思います。算数数学のゲーム的なものも今後少し充実してもらえるかなと期待しています。

新郷土資料館とどのように運営していくのか、その管理体制が、ここで教育委員会の人員が割かれるというのは非常に今後も大変だろうと思います。その辺りを含めて、今後また見守っていければなと思っています。以上です。

中下委員

私も岡潔数学体験館内覧会に行かせていただきました。お二方の委員さんと同様に感想になりますが、岡潔体験館自体は、橋本市に「こういう偉人がいらっしやる。」という子どもたちにとっては、算数・数学に興味を持つ大切な入口になるなというふうに思いました。同時に、展示されている歴史とかを見るにつけ、学ぶことも多かったのですが、今、デジタル化とか子どもたちは授業でタブレットを自由に使いこなしたりする中で、これから先の課題になると思うのですが、そういった物を配置していただきながら、子どもたちがもっと身近に算数数学が楽しいとか、感動とかを1つ2つ持って帰って、今後、算数好き、数学好きの子どもたちが更に増えるような体験館にしていだけたらと願っています。以上です。

教育長

ありがとうございます。ここに展示している物を見に来ていただく、それだけでは、1回来て終わりという形になると思います。やっぱりここに来たら、何か面白い発見があって、いろんな体験が出来る、そういったところで、繰り返し来てもらえる場所にしていくためには、どう運営していくか、特に講座をどうしていくかというところが重要になるかなと思っています。まだ具体的にいつからというのは、お示し出来てないのですけれども、今年度の前半の部分で予定しているのが、折り紙を使った体験をしてもらう。これは普通の折り紙ではなく、驚きと、感動を伴うような折り紙だと私は思っています。そういった折り紙の第一人者に来てもらう予定をしています。

それと、神崎先生にも特別講座ということで、今考えていただいているところで、そこで経験したこと、そして成果物も並行して、展示していくようなことを繰

り返していくと更にそこに来ていただいた方々が、そのときだけ学ぶのではなくて、次に来ていただいた方にもそれに触れていただくことができるというような、そういう循環ができるかなとそんなことも考えておるところです。

簀下委員 私もこれを進めていくには、ソフトがすごく大事なかなと思います。教育長が言われたように折り紙の講座とか、その情報発信の仕方というのは、何か今考えていることがあれば、教えていただきたいです。

生涯学習課 課長 情報発信につきましては、基本的には市のホームページが主になるかと思います。ただ講演会等をする際には、ポスターとかチラシとかそういったことも併用する予定になっております。

教育長 他にございませんか。

田中委員 こういった面白い講座をしていきますよというのは、来館してくださった方に告知はされてますでしょうか。また、ホームページ等を見ていただけるような工夫をされているのか聞かせてもらえたらと思います。

生涯学習課 課長 開館してからまだイベントに対するポスター、チラシ等は作成しておりませんので、そういったものを来館者に配布するということは、まだできておりません。

教育長 ホームページで情報発信はしていますが、もっと先のことまで見通せるように、カレンダー形式にするとかの工夫も必要かなと思っています。それと、ホームページを見る人が限られています。やっぱりこちらからのプッシュ型の情報発信をする必要があるのかなと思いますので、市の LINE とかそういう形でホームページに繋がる、また来館に繋がるような情報発信をしていけたらなと考えています。

他にありませんか。

簀下委員 学校教育課が3階になりましたということで、先程見せていただきました。まとまった感じで、その部分は良いなと思うのですが、例えば学校教育課が教育総務課との連携とか生涯学習課と連携する場合には、やりにくくはないのか、今の方が機能的なのか、2階と3階という懸念もありますが、これはスペースの問題で仕方ないのか、「こんなメリットがある。」とか、そういうのがあれば教えていただきたいです。

教育部長 簀下委員おっしゃる通り今回はスペースの問題です。連携は取りにくいところがありますが、それを補完するために職員の意識を持ちたいと思っています。スペースの問題ですので、そういったところで連携が取れないということがないように、その辺りは職員で共有したいと思っています。

教育長

これまでも3階にあった事務局と2階にあった事務局があります。そこをきちっと連携していく、情報共有していくために、管理職が毎朝集まって、週の予定であったり、その日の予定であったり、こういうところがあるので、それぞれ知っておいてくださいというような情報共有をしております。その中で必要なことはまた課に戻って、課全体に伝えるという連携の仕方を以前からしております。更にそういったところは、充実していく必要があるのかなと私も考えています。

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に報告第2号に入ります。

報告第2号令和6年3月市議会定例会一般質問について報告をお願いします。

事務局から説明願います。

学校教育課 課長

2-2 ページをご覧ください。令和6年3月市議会定例会の一般質問ということで、板橋議員から質問がございました。発言事項は、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についてということでした。

答弁については、市内の小中学校におきまして、従来から児童生徒のプライバシーを保護したうえで、検査・診察をして参りました。その中でも、正確な検診に支障のない範囲で体操服や下着の着用、またはタオル等により身体を覆うという対応をとってきております。

次に教育委員会の見解についてですが、こちら日本医師会からも、都道府県医師会を通じて学校医に対して通知が発出されており、本市の学校医の先生方には学校からの依頼に対して快く理解を示していただいていると考えております。学校医の先生方には、その趣旨を十分に理解していただいているということで、これからもこのようにプライバシーに配慮した検査をしていきたいと考えております。

中央公民館 館長

2-3 ページをご覧ください。質問議員は田中和仁議員です。発言事項は、公民館予約のDXについてです。公民館を予約したい時に欲しい情報は、DXでできるような形で申し込みができれば、更に利用しやすくなる。本市の公民館予約のDX導入について、方向性はどうなっているかということで質問がありました。

答弁については、事務の効率化や新たな利用者層を広げるためにDX化を図ることは、意義あることですが、公民館は、多様な年齢層・目的の方に利用していただいております。利用される方に応じた柔軟な予約対応が必要です。現状では、すべての予約をデジタル化することは考えていませんが、公民館運営審議会等で意見を伺い、今後の対応について検討していきたいと答えさせていただきました。

教育部長

続きまして、2-4 ページをご覧ください。質問議員は南出昌彦議員です。発言事項は少子化・人口減少対策と学校給食改革についてです。

まず1点目が、子育て世代の経済的な負担軽減とともに、出生率の改善に期待できる給食費の無償化について、2点目は、有機野菜のオーガニック給食の導入の提案についてです。

答弁について、まず、無償化につきましては、国や県による補助制度が設けられれば、恒久財源が確保できますので、市として実施をする必要があると考えていると答弁をいたしました。今後も国、県の動向、県の令和6年度の予算の状況を見守りたいと考えております。

2点目のオーガニック給食の導入についてですが、令和6年度は1日の食数が約4,350食ということで、大量の食材料が必要であり、加えて物価高騰の中、大量調達、大量調理を行う給食センターにおけるオーガニック給食の実施は困難であると考えております。ただ、小学校六年生を対象としたバイキングの給食など一部におきましては、食育の観点から、有機野菜の使用を検討していきたいと考えております。以上です。

学校教育課 課長

続きまして、2-5ページをご覧ください。南出昌彦議員からの質問です。発言事項は、いじめ対策と教職員の働き方改革(2)についてということです。こちらは12月の定例会のときにも、第1回目の質問が寄せられたものです。内容としましては、1番、子どもを守るいじめ対策として、令和6年度から新たに取り組む対策について、2番、教職員を守る働き方改革として、令和6年度から新たに取り組む具体的方策についてということでした。

答弁の要約ですが、いじめの対策につきましては、これまで通り、いじめ防止対策推進法等に基づきまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくことは変わりございません。また、各学校におきましては、人権教育等を通じた働きかけ、それから異年齢交流等を通じて、自己信頼感やお互いを助け合う風土というのを醸成していくことに注力していきたいというふうに答弁させていただいております。また、南出議員からは、いじめの対策部署として、市内教育委員会だけではなく、市長部局内にも設置することがあるのかというご質問もいただいておりますが、現時点では庁内のいじめ対策部署の設置に関しては、設置の計画はありません。ただし、今現在ある組織を充実させて、適切な人員を配置するということについては、予算を計上して、取り組んでいるということをお答えさせていただいております。

また、働き方改革につきましては、昨年度11月以降に、全小中学校に出退勤管理システムというのを導入しております。そのことによりまして、在校時間の管理というのがしやすくなり、また教職員もそれに対して非常に意識を高く持って、効率よく仕事をするようになっているということです。また、校務のデジタル化を進めるということで、教職員の負担軽減を進めていこうと考えております。それからICT支援員につきましては、学校DX推進アドバイザーとして、各校に派遣をしております。そのような答弁をさせていただきました。以上です。

教育総務課 課長

続きまして2-6ページをご覧ください。岡本安弘議員から小中学校の屋上防水などの状況について、ご質問がございました。

要旨としましては、応其小学校でエアコン設置工事の際に、大規模な雨漏りが発生し、教科書などが濡れる被害が発生したことを受けて、被害の状況や修繕対応、

児童保護者への説明や被害補償について、市内小中学校の耐震、屋上防水対策の状況等について、学校施設への太陽光パネル設置状況等についてです。

答弁としましては、1点目の雨漏りについては、校舎3階の六年生と五年生、2階の三年生の教室とトイレ等に支障があった、児童や保護者には文章でお詫びするとともに、雨漏りのあった教室の修繕や教材等について、工事保険で対応いたしました。2点目の耐震対策は、旧耐震基準の公立学校はすべて対策をしています。また、屋上防水対策については、橋本市学校施設長寿命化計画に基づき、順を追って取り組んでいます。3点目の太陽光パネルの設置状況については、現在、あやの台小学校のみとなっています。今後の方針は、屋上に設置する場合を想定して、総合的に検討する必要があると考えていると答弁いたしました。以上です。

学校教育課 課長

2-7 ページをご覧ください。土井裕美子議員からの質問事項です。発言事項は、特別支援教育の充実についてということです。

主な内容としまして、特別支援学級の現状、通常学級の現状、特別支援教育支援員の配置状況と配置について、教職員への研修について、さらに、特別支援教育アドバイザーのような専門的なアドバイスをしたりできる人材を配置することについて、それから特別支援教育の情報提供についてというような内容でした。

答弁の要旨は、まず、全国的な傾向と同様に、本市においても児童生徒数は減少していますが、特別支援学級に在籍する児童生徒数や学級数は、増加している傾向にあります。その中で、2月1日現在で41名の非常勤講師や支援員も配置しているということ。それから、支援が必要な児童生徒サポートするために、随時必要に応じて人材を配置できるよう努力をしているということをお伝えさせていただいております。また、教職員の研修につきましては、昨年度は本市独自で4回の研修を行いました。また、県教育委員会が主催する特別支援学級担当者を対象にした研修にも参加しております。このように、市と県が連携を図りつつ、教員の資質向上に努めております。また、特別支援教育アドバイザーのような専門的なアドバイスをいただけるような人材につきましてですが、これを常時配置するということは現時点では困難ではありますが、今後実現に向けた研究を進めていきたいと考えております。それから、情報提供につきましては、特別支援教育について本市のホームページを活用して、提供していきたいと答弁させていただいております。以上です。

教育部長

続きまして2-8 ページをご覧ください。阪本久代議員より、小中学校の給食費の無償化についてご質問をいただきました。

要旨は、和歌山県が令和6年10月から半年間学校給食の無償化を実施する方針を出されました。本市におきましても、無償化を実施すべきではないかという点でございます。

答弁の要約について、和歌山県におきまして、令和6年度の予算案の中で、給食費の無償化が計上されましたら、この動向を見守りたいと考えております。以上です。

教育総務課 課長

続きまして 2-9 ページでございます。高本勝次議員から、地震等における大規模災害対策について質問がございました。

要旨としましては、公立小中学校体育館へのエアコン設置と断熱工事を計画的に進めていただきたいというものです。

答弁といたしましては、災害発生時に地域の避難所として利用される公立小中学校体育館へのエアコン設置と断熱工事について、避難所としての機能強化を図るには、教育環境の改善とあわせて、体育館への空調設備の必要性は認識している。しかし、その計画化を図るには、当該建物に断熱性があることを要件とする国庫補助事業を活用した予算の確保が欠かせない、空調設備については、まず普通教室と特別支援教室を優先し、現在取り組んでいる特別教室への空調設備の進捗に伴い、体育館への空調設備等設置計画の検討を進めたいと考えていると答弁いたしました。

教育総務課 課長

続きまして 2-10 でございます。堀内和久議員から、教育長のビジョンについて No.2 という質問がございました。

それに対する答弁といたしまして、第 2 期橋本市教育大綱に示している重点目標について、法律に基づき、点検評価を行いながら進めていきたいと述べたことについて、令和 4 年度の点検評価については、令和 5 年 6 月議会提出した通り、3 項目の基本方針において、それぞれ 36、39、16 の評価指標を設定し評価した。概ね達成以上とした評価指標が約 9 割であった。令和 5 年度については、令和 4 年度中に第 2 期橋本市教育大綱を、事務局職員がプロジェクトチームを組み、議論を重ね構築した第 3 期橋本市教育大綱に基づき取り組んでいる。基本方針を、豊かな心と健やかな体を育みます。家庭教育、学校教育、社会教育の中で多様な学びを育みます。地域、家庭、学校が連携した地域教育力を育みますの 3 項目とし、13 の重点目標を設定した。構築過程において、事務局職員が担当課を超え、事業について向き合うことで、自分事としてとらえる意識の変化を感じることができた。現在事業の自己評価の作成中で、それぞれの基本方針と重点目標が結びつき、相互に補完しながら、理念の達成のために動き出している手応えを感じている。

学校施設及び生涯学習施設の教育施設の環境整備について、橋本市学校施設長寿命化計画に基づき、西部小学校 3 期工事、城山小学校 1 期 2 期工事を施工していて、安全対策と施設の長寿命化に取り組んでいます。併せて令和 2 年度から 5 年度にかけて、施設の劣化状況により、紀見小学校校舎と屋内運動場の外壁改修工事に取り組んでいる。照明環境の LED 改修については、校舎側は令和 5 年度に小学校 4 校と中学校 1 校を整備し、また屋内運動場の LED 改修については、天井照明器具落下防止工事とあわせて、令和 3 年度に小学校 1 校、令和 4 年度に小学校 1 校と中学校 1 校、令和 5 年度に小学校 2 校を整備している。トイレ改修については、令和 3 年度に小学校 2 校と中学校 1 校、令和 5 年度に小学校 1 校のそれぞれ校舎と屋内運動場に整備している。

空調設備については、令和 4 年度に市内小中学校 11 校の保健室等へ、令和 5 年度に小学校 4 校の特別教室等へ整備している。この他にも、屋外運動場の改修を、令和 3 年度に小学校中学校それぞれ 1 校ずつ行った。

また、生涯学習施設の老朽化対応として、学文路スポーツセンター屋内運動場のトイレ改修工事を令和２年度に、伏原体育館改修と学文路スポーツセンター屋外施設改修工事の設計を令和５年度に、産業文化会館・温水プール屋上防水及び外壁改修工事を令和３年・４年度にそれぞれ取り組んだ。

公民館については、令和５年度に紀見地区公民館・郷土資料館複合施設の新築工事に取り組んでいる。

学校教育課長

続きまして学校教育のＧＩＧＡスクール構想に伴う教育の情報化の推進と、若手教員の育成についてです。３年間ＩＣＴ支援員を各校に毎月２回配置しておりました。このＩＣＴ支援員によって、教員のＩＣＴ活用能力の向上と、教育の情報化の推進に大きく貢献されていると、いうことです。また、今後もこの取り組みを継続していく必要があると考えております。

若手教員の育成につきましては、県教育委員会や、和歌山大学と連携した初任者研修会を実施したり、本市独自の３年次研修会を実施したりしております。さらに、指導主事による学校への訪問指導などを実施し、教員の授業改善を行っております。また、各学校独自の校内研修、それから日々の取り組みを通して、各校長を中心とした指導体制で、若手教員の授業力向上に努めております。

教育部長

学校給食のアレルギー対応につきましては、これまでの卵、えび、かに、乳に加えて、令和５年４月から、小麦の除去対応を行っております。

この約３年間を振り返りますと、コロナの影響によりまして、学校教育、学校生活において様々な制約や弊害等もありましたが、教職員の努力や地域の方々のご支援、ご協力もあり、第３期教育大綱の理念、人が学びあい、共に育むまちづくりへの取り組みが進められると感じています。

施設整備につきましては、災害対応をはじめ、緊急を要する事態もありましたが、建設部局の協力もありまして、可能な限りの施設整備を取り組んで参りました。教育長就任当時から喫緊の課題としてとらえておりましたＧＩＧＡスクール構想に伴う教育の情報化の推進と、若手教員の育成につきましても、この３年間で推進計画に基づき進められてきたと認識しております。

持続可能な開発のための教育ＥＳＤと児童生徒の学びの保障を意識し、ソフト面とハード面、いずれの取り組みにつきましても継続していくことはありますが、たくさんの関係者の協力と努力に感謝して、今後も多くの関係者と思いを共有し、取り組んでいきたいと考えておりますと答弁させていただきました。以上でございます。

教育長

報告は終わりました。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

吉田委員 2-6 の岡本議員の質問ですけどけれども、もう少し説明をお願いしたいんですけども、エアコン設置の施工時に大規模な雨漏りが発生してというのは、なぜこういう雨漏りが発生したのか。普通だったら、そういう雨漏り対応を工事においてはするはずだと思うのですけれどもそのあたりはどうかのですか。

教育総務課 課長 小学校の校舎屋上工事で空調室外機の基礎工事をおこなった時、シート養生をしていなかった日の夜に雨が降りまして、施工箇所の一部から、雨漏りが発生したということになっています。通常でしたら養生するということになるのですが、していなかったときに雨が降ったという形になっております。

吉田委員 結局、問題が発生したのは、本来やるべき防水対策をやらなかったということなのでですね。

教育総務課 課長 はい、そういった形になりまして、最終的に工事保険という形で対応させていただいたということになります。

吉田委員 今後もやっぱりいろいろな工事が入ってくるとは思うので、こういうことはやっぱり起こってはならないことだと思う。起こってしまったということだけでなく、やっぱりこういうことが起こらないように、工事発注する、そしてそれに対して業者に対してきちっと説明するというのは、今後の対応の方よろしくをお願いします。

教育総務課 課長 現場監督、施工管理の方、きっちりしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 他にありませんか。

田中委員 何点かあるのですが、まず1点岡本議員のところですが、太陽光パネルのこと、確か城山小学校の子たちが、そういったものを取り入れたらどうかなってというような提案もいただいていたと思います。しかし、なかなか今の現状では難しい。今後検討するということですが、太陽光パネルを屋上においたときに、やっぱり地震が、重たいものを置くと心配かなって、私個人的に思うのでそういったことも踏まえて、検討していただけたらと思います。これは感想です。

土井議員の質問でここに上がってない地震のことについてもご質問あったかのように思います。先日、橋本中央中学校の総会で、トイレにまく砂と、お水、乾パン等をPTA会費で置いてはどうかっていうようなご提案がありました。地震が起きたら、なかなかそういったものを、提供するのに時間がかかるので、各学校でもそういったことを考えていくっていうのはすごくいいことだなあと思って、総会に出させていただきました。これも聞いてきたことを、皆さんにも共有したいので、発言させていただきます。避難訓練ですが、橋本中央中学校は小中学校が併設されておりますので、一緒にということで、小中学校で連携してされるということです。

実際地震が起きたときには、離れている小中学校であっても同じように迎えに行く親が一緒ですので、そういったことも考えた避難訓練っていうのも今後必要になってくるのかなあと思いました。

あと1点です。土井議員が、特別支援学級のことについてご質問いただいていたように思います。しっかり丁寧な関わりをすることで支援学級っていう人数がすごく増えてきている現状です。今後、統廃合によって、もし、そのまま計画が進むのであれば、支援学級っていうのが増えてくると思います。そういった教室の確保であったり、関わり方、見通しがつく移動とかっていうのも、それも丁寧に考えていくべきことだなと土井議員の質問を聞いて思ったので、またそれも一緒に考えていただけたらと思います。

教育部長

3点目の最後の支援教室のことですが、一部の学校で1つの教室を2つに割ったりして、子どもたちの専用のスペースっていいですか、学習環境のことに重きを置いておりますので、いただいたご意見を真摯に受けとめたいと思います。

教育長

他にありませんか。

中下委員

私も2-7 土井議員の特別支援教育の充実についてというご意見、ご答弁を拝見して、少し感想を持ちました。教育長の最初の報告の中でも、ここ2、3年は若手の先生方の採用人数が二桁ということで、教育現場もすごく先生方の年代の層が大きく変わってきて、学校の体制づくりっていう中での1つの何か大きな課題になっているのではないかと考えています。そんな中で、特別支援学級の子どもたちの人数が増えるということでは、ある意味、保護者の方々の特別支援教育に対する理解や、子どもたちが生まれて、幼稚園、小学校っていう、育ちの中で橋本市のそういう支援体制っていうのが大きく影響して、子どもたちのこの支援学級の人数増になっていたということは、ある意味評価しながら、その課題に対して、どんな取り組みができるのかと。先ほど言わせてもらったように、若手の先生方が増えるということで、その理解をやっぱりしっかり、各学校校長先生を中心として様々な機関と連携しながら、保護者に寄り添い子どもに寄り添い、安心して任せられる、それは特別支援教育だけではないですが、そういったところも、しっかり見通しを持って取り組んでいただけたらと思いました。

学校教育課 課長

ありがとうございます。おっしゃる通り、本当に若い先生方も増えている中で、学校自体も本当にいろんなことを指導していかなければいけないという状況が日々続いております。私ども教育委員会事務局の方も、学校、学校長と常に連携を密にしながら、指導体制等整えていきたいというふうに考えておりますので、今後ともまたご支援よろしく願いいたします。

教育長

他にありませんでしょうか。

吉田委員 田中議員の公民館予約のD Xについてですが、運動施設の予約はD X化できている部分ではないですか。ちょっと確認です。

生涯学習課 課長 スポーツ振興公社に申し込む際に、メール等の受け付けもできます。例えば、学校が持っている体育館等を貸し出すときに、去年の今頃なんですけども、メールで申請していただけるように、やり方を作りまして、各学校にそういう対応していただいけませんかというちょっと投げかけをさせていただきました。3校ほどそういう対応はできていますが、その後あまり広がらず、申し込みをメールでできるところは少ない状態です。

吉田委員 これ、予約のソフトの導入があればそんな難しいことでないし、公民館も運動施設も、1回で予約状況が見えるシステムっていうのは、つくれそうに思うので、これは実現していければなとは思いますが。そんなに予約、サイボウズというソフトがありますので、そんなに高いとは思わないので検討をお願いします。

生涯学習課 課長 ちょっと費用との関係というのはかなり大きいとは思いますが、そういったところまた調べてですね、勉強していきます。

教育長 他にありませんか。
ないようですので、これで報告第2号を終わります。
次に報告第3号に入ります。
報告第3号橋本市社会教育委員の委嘱及び任命について報告をお願いします。
事務局から説明願います。

生涯学習課 課長 それでは報告第3号、橋本市社会教育委員の委嘱及び任命について、報告させていただきます。それでは資料の3-1、そしてその次の3-2をご覧ください。橋本市社会教育委員、令和6年4月1日から令和8年3月31日が任期となっております。各委員の名前を申し上げます。土田淳子委員、こちらは再任になります。滝上敏彦委員、こちらも再任です。岸田昌章委員、こちらも再任です。佐藤祐介委員、こちらは新しく委嘱させていただく委員さんです。森口佳幸委員、こちらも再任です。大谷憲裕委員、こちらも再任です。澤村優希委員、こちらの再任です。平家利也委員、再任です。高崎正紀委員、再任です。植山晶子委員、再任です。森口伸吾委員、こちらは、新たに任命させていただく委員となっております。以上報告になります。

教育長 報告が終わりました。
このことについて、ご質問ご意見はありませんか。
ないようですのでこれで報告第3号を終わります。
次に、報告第4号に入ります。
報告第4号橋本市文化財保護審議会委員の委嘱について報告をお願いします。
事務局から説明願います。

生涯学習課 課長 それでは報告第 4 号橋本市文化財保護審議会委員の委嘱についてご報告いたします。ページは 4-1 と 4-2 になります。それでは 4-2 の委員を報告させていただきます。

岩倉哲夫委員、再任です。小澤美明委員、こちらも再任です。勢田勝郭委員、再任です。富加見泰彦委員、再任です。宮本佳典委員、再任です。山元晃委員、再任です。吉田亘委員再任です。

また、新郷土資料館建設検討部会、こちら臨時委員になりますが、こちらは中村浩委員再任です。萩野谷正宏委員、こちらも再任となっております。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日となっております。

以上報告終わります。

教育長 報告は終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

吉田委員 郷土資料館の展示に関係する委員さんになると思うのですが、高野山を訪れる外国からのお客さんに、やはり橋本のここにも寄ってもらおうと思えば、少なくとも英語での説明が、日本語と同時に併記されるっていうのは、検討していただければと思う。そういう中で、もしそういうことを考えた場合に、そういうことに関わってくれる委員さんっていうのがおられた方がありがたいなと思うのですが、その辺りはどうお考えですか。

生涯学習課 課長 今、現在展示に対する説明書き、解説文というのを準備している最中でございます。その中で外国語の対応というのは、できておりません。今後、そういう需要があるということであれば、その対応について考えていく必要はあるかとは思いますが。

吉田委員 これはもう絶対必要っていうのか、少なくとも高野山に外国からのお客さん特にヨーロッパ多いです。そういう方に対するアナウンスしてもらおうっていうのはすごく大事だと思う。この郷土資料館で、こういうものが展示されているという、これは少なくとも、英語の説明がなければなかなか理解が進んでいかないと思うので、それはやっぱり是非とも考えていただきたいなと思います。それは同時に橋本市自身の活性化にも繋がるということなので、何のための郷土資料館でももちろん、地域の方或いは周辺の住民の方、ひいては外国からの訪問者に対して、どれだけサービスしていくかということに繋がると思う。やはり今後のことを考えれば英語表記での説明、日本語と同時に英語表記することは絶対必要だと思いますのでよろしくお願いします。

生涯学習課 課長 おっしゃること十分に内部でも検討させていただきます。

教育長 他にありませんでしょうか。

ないようですので、これで報告第4号を終わります。

次に、報告第5号に入ります。報告第5号、橋本市スポーツ推進委員の委嘱について報告をお願いします。事務局から説明願います。

生涯学習課 課長 それでは、報告第5号橋本市スポーツ推進委員の委嘱について報告させていただきます。ページは、5-1と5-2になります。

橋本市スポーツ推進委員任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となります。委員のお名前を申し上げます。朝木一廣委員、再任です。板橋真弓委員、こちらも再任です。奥村里枝子委員、こちらも再任です。加藤儀夫委員、再任です。千本邦子委員、こちらも再任です。丸山敏文委員、こちらも再任となっております。森口佳幸委員、こちらも再任です。福永徹男委員、こちらも再任です。藤田節子委員、こちらも再任となっております。前川朋久委員、こちらも再任です。畠山和久委員、再任です。井田利恵委員、再任です。三嶋洋子委員、再任です。平家利也委員、再任です。大沼裕樹委員、再任です。森口和久委員、こちらも再任となっております。以上報告終わります。

教育長 報告が終わりました。

このことについてご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第5号を終わります。

次に、報告第6号に入ります。

報告第6号橋本市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について報告をお願いします。事務局から説明願います。

生涯学習課 課長 それでは報告第6号橋本市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について報告いたします。ページは6-1と6-2になります。

橋本市スポーツ推進審議会委員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日載っております。委員のみ名前を申し上げます。

井上恵二委員、再任です。奥村里枝子委員、再任です。岡田保信委員、再任です。玉置巖委員、こちらは新しく委嘱させていただきました、坂部守哉委員、再任です。越山雅巳委員、再任です。山本正樹委員、こちらも新しく委嘱させていただいております。野上典一委員、再任です。鹿田佳文委員、再任です。今西重二委員、再任です。奥出和史委員、こちらは任命となっております。以上報告終わります。

教育長 報告が終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第6号を終わります。

次に報告第7号に入ります。

報告第7号、令和5年度の「長欠」・「不登校」等の状況及び令和6年度の相談センター活動について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

報告第 7 号となります。7-2 ページをご覧ください。そこにまとめておりますように、報告内容は、令和 5 年度長欠及び不登校での状況説明、続いて、令和 6 年度では、センターとしての取り組み内容となります。よろしくお願いします。

この表は、橋本市内小中学校での、長期欠席児童生徒（年間 30 日以上欠席者）の小学校・中学校別での「主訴別人数」「不登校・長欠での各出現率」および「ここ数年の推移」となります。

表の見方から、補足説明をさせていただきます。2 点です。一つ目は、不登校と長欠での出現率の換算です。例えば、令和 5 年度の小学校における不登校出現率 1.73 の数字は、実際の不登校の人数 47 名を在籍児童数の 2,721 名で割っております。計算しますと、100 人当たりでは、1.73 となります。1,000 人当たりで 17.3 と表記の仕方もあります。

二つ目は、主訴別で＜病気＞・＜不登校＞・＜経済的理由＞・＜その他＞となっているが、＜その他＞とは何ぞやという点です。＜その他＞の内容の説明は、『7-4』ページの下段に具体例として記載しています。参考にしてください。

後でも出てきますので、少し読んでおきます。

1 つ目のポツは、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝い等の家庭事情から長期欠席している者。2 点目、外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席をしている者。3 つ目、連絡先が不明なまま長期欠席をしている者。4 つ目、欠席理由が 2 つ以上あり、例えば、病気と不登校、主たる理由が特定できない者という形で、4 つ目のポツの説明で言いますと、例としては、例えば、不登校が 15 日、病気が 15 日、どちらも 30 日未満として主訴でいうと複数ありますので、その他の項目に入ります。

または、不登校が 35 日、病気が 30 日としての主訴別内容が複数ありということで、その内容についても、その他の項目に入っていきます。

それでは、『7-3』ページの表の説明を行います。まずは、長欠に関して、です。長欠での児童生徒数での直近での推移ということで、令和 3 年と令和 5 年を比較しますと、小学生で 2 倍近く、中学生でも 1.5 倍の数で増えています。また、長欠児童生徒を令和 5 年度で主訴別に見ていきますと、小学校の「不登校」と「その他」、中学生では「不登校」が多いという結果です。なお、この傾向は、市内各学校においても顕著な違いはありません。そこで、学校から提出いただいたそれぞれのケースへの記載から見ると、小学生の「その他」の内容と中学生の「不登校」の内容にあまり顕著な違いがみられないな、という印象を受けます。その理由としては、家庭の事情とか家族に合わせて学校に登校できていない小学生と、そういった生活習慣が整わない影響から、本人の生活が昼夜逆転してしまい、結果的に登校できずに不登校に陥ってしまう中学生、といったパターンが考えられるからです。背景にあるところは、よく似ています。ですので、学校に行けない、保護者も行かせたい不登校の人、これもありますが、保護者を含めてあまり行く意味を見出していない不登校、というような様子も見受けられます。

次は、不登校に関して、です。数字で見ると、小学校では令和 3 年から、中学校では令和 4 年から大きく増えて、その後も増え続けています。これは全国の傾向と、ほぼ同じです。

次のページ『7-4』で、不登校の話を続けます。ここでは、不登校での欠席30日以上为学校別・学年別での児童生徒数です。小学校、中学校別での各学年の合計人数を見てください。小学生は、「3年生～5年生」で一つのピークがあるように思われます。中学生は、「2年生からしんどくなって、3年生も多い状況」となっています。ここからお伝えするのは、心理士さんの見立てです。不登校の反対側から見ると、「小学3～5年」または「中学2年」という学年は、学校に元気に行けている子どもにとっては、やはり学校が一番楽しい時期なのではないかな、と思われます。これらの学年時期は、入学当初や最初の緊張も解けて、学校に慣れ、活躍できる場面も増えて、「今、この瞬間」を楽しめる児童・生徒がある意味では増えてくる時期ではないか、と考えられます。また、この時期は、発達段階でも「ギャングエイジ」とか「反抗期」、「思春期」とかにあたります。まあ、仲間とつるんで自分自身を出す時期にあたります。そのときに、学校において自分を出せない、出し方がやや苦手という児童生徒は、反対に周りの環境や雰囲気戸惑い、しんどくなるのではないかと考えられます。学校に行けていないことそのものより、他の子が充実感を感じて過ごしている時期に、人との触れ合いや自分を表現する楽しさや充実感を感じずに過ごしてしまうことが、問題だろうと思います。不登校の児童・生徒は、その子どもなりの充実感をいかにして得ることができるのか、それを大人がいかにお手伝いできるのかということが、非常に大事になってくるのでは、と考えます。教育相談センターとして、この考えや視点は、私たちの日頃の取組の上でもとても大切だと思います。

次に『7-5』ページは、令和5年度の長欠生徒中学校卒業生46名での進路先状況です。学校側の丁寧な進路指導があったのは、間違いありません。進路先として、特に伊都中央高校が多く、また、その他にも様々な進路を選択しています。家庭の事情で転居されるために未定になっている生徒以外は、進路が決まっています。個々のケースによっては、進路への態度決定をする上では、なかなか大変な状況もあるなかで、担任と本人、保護者が繋がっていることで、自分自身の進路決定ができた意義は大きいと感じます。その上で、選んだ新しい環境でまた新たなスタートをきって欲しい、新たな自分の可能性を見つけて欲しいと願うばかりです。また、教育的・福祉的な観点から見ると、どういう形態であっても「学校」という教育機関に在籍することは、本人や保護者への支援が学校側から継続されるということです。その点においても、大変意味のあることです。

『7-6』ページです。令和5年度の教育相談センターとして受けた相談件数です。まず、令和5年度での年間相談件数です。そこで、件数と回数がありますが、1人の方が10回相談に来られたら、件数は「1」となり、回数は「10」となります。形態別という欄で「来所」と「派遣」とありますが、「来所」は相談センターで相談を受けたもの、「派遣」は学校等に行って相談を受けている形です。担当心理士さんから、相談内容での特徴的な面でのお話を伺うと、「来所相談」の方は、保護者が圧倒的に多いです。主訴別に見ると、やはり学校への【登校】に関する相談が、全体の42%になっています。ただ、不登校とか不登校傾向の内容であっても、背景には発達のばらつきがある人が多いという印象を受けておられます。小学校では、主訴が【行動・行為】の方でも、同様です。主訴が【発達・養育】の22%

と合わせると、かなりの割合で子どもの発達の問題がある様に思います。特に、発達のばらつきのある児童につきましては、不安の在り方に法則性がないことが多く、これがダメならこっちもダメとか、こっちがいけるんならこっちもいけるとか一定の傾向がよくあるのですが、傾向がなくて関わる方もつかみづらいというのがある様に思います。逆に言うと、何がヒットするのかわからない点もあるので、いろいろな取組を丁寧に繰り返し、学校への復帰にうまくつないでいるような場合もあるとのことでした。あと、不登校の子で周りからかわれたりした経験のある子どもは、状況がひどくなったりした場合には、学校やクラスそのものに苦手意識等が生じてくるため、復帰が容易ではなくなっているという印象です。特に、発達に特徴のある子は、なかなかその状況を抜けにくい現状もあるかなと、思います。同時に、日頃から先生からクラスや学年でのいろいろと工夫のうえでの粘り強い指導による周りの子どもの精神的な成長からくる発達段階に応じた深い理解は言うまでもありません。

一方、学校に赴く派遣相談では、来所相談とは異なり【登校】に関する相談の割合は、21%となっています。理由は、学校への訪問なので、保護者ではなく先生からの相談が大半であり、先生からの相談内容の中心は、不登校対応や取組に関してのことや、他にも学校生活で生じる諸問題、集団としての営みで発生するさまざまな事案に対しての相談となってきます。

理由は、不登校やその傾向にある子どものことはもちろん、クラスや学校での子ども同士の関係づくりが年代によっては難しくなってくる点などが挙げられます。それだけ、特別な対応や理解を必要とする児童・生徒が、増えているという証左だと思われます。その点からも、今年度も予算化していただいた「林先生による心理相談専門員」としての派遣など、各学校で是非ご活用を、とお願いしております。

ページ『7-7』は、『7-8』ページとほぼ同じですので、『7-8』で説明をします。ここは、適応教室「憩の部屋」利用生のここ数年の小・中別での推移と、特に昨年度の状況についてまとめております。

令和5年度での特徴は、2点です。一つ目は、利用生10名のうち5名は、学校復帰を果たしているという点です。学校復帰は、いろいろな取組を学校や相談センターで、連携や共通理解を図りながら、それぞれが実践を地道に積み重ねることによって、達成できていると考えられます。その詳細は、理由の①～③に記載をしております。また、課題点については、今後引き続き留意していきたいと考えています。追加での報告となりますが、令和5年度利用生のうち中3生はしかと成長を遂げて、巣立っていってくれました。本人の要望で、東家体育館をお借りしての体育館活動を最後の「憩の部屋」としての活動としました。終わり際には一つの節目として、送り出すセレモニーをスタッフやメンタルフレンドさんたちと開催しました。巣立っていく姿は、本当に頼もしい限りでした。

特徴の二つ目は、小学生の利用生が年度末に向けて増えてきた、ということです。そして、この2月中旬から新年度がスタートしたこの4月の先週末までも、小学児童・中学生徒を問わず「憩の部屋」見学希望の連絡が入ってきております。センターでは、「憩の部屋」見学を設定する場合、ただ単に子どもや保護者に見学だけをしてもらうのではなく、子どもや保護者との教育相談もセットにして、両者の考え

方や感じ方、子どもの悩みや発達特性等がより詳しく理解できるよう、工夫しております。その中では、補足説明を心理士さんから行ったり、相手からも質問等しやすいような配慮をしながら進めております。なお、新年度に入ってからのも今月4月現在での「憩の部屋」利用生の人数と様子です。利用生は、小中合わせて5名。内訳は、小学児童で4名（小6児童・2名、小4児童・2名）、中学生徒で1名（中2生徒・1名）と、なっております。子どもの様子は、「憩の部屋」の通常の時間構成の「静の活動」では、必死に頭を使いながら、続く「動の活動」では、運動の得意、不得意は関係なく、指導員さんやスタッフ、メンタルフレンドに励まされながら盛り上げてもらいながら、汗だくになりながら必死になって頑張ってくれています。これで、令和5年度の報告とさせていただきます。

続いて、令和6年度でのセンターとしての取組内容です。『7－9』ページです。よろしくお願いします。今年度も、先ほどから説明させていただいた「教育相談」と子どもの居場所づくりである「憩の部屋」の二本柱を掲げ、一つずつの取組を確実に進めていけたらと考えています。有難いことに、教育相談では、心理専門員（林民和先生）派遣の日数を、今年度は昨年度よりもプラスしていただきました。先生一人ひとりの力量アップはもちろん、各学校では職員の年齢構成が若い層が増えてきている現状に対して、学校全体での教育力・組織力アップに一役も二役も担っていただいております。また、管理職の相談相手としての役割も、果たしていただいております。

ページ『7－10』、今年度の「憩の部屋」の実施要項の概略、昨年度との変更点も含めてまとめたページです。適応教室「憩の部屋」では、メンタルフレンドさんを地道に増やししながら、若い力や専門的な力にも助けをいただきながら、利用生一人ひとりの自信アップや考え方の改善、スモールグループでの仲間づくりやできないことや分からないことのヘルプ発信に努めていけたらと、スタッフ一同考えています。また、毎月の東家体育館での体育館活動では、学校教育課の主任指導主事の先生のお力添えもいただいております。参加する子ども達に、プラスとなるお声掛けをたえずいただいております。多様な年代、いろいろな立場の方々から、お助けをいただいております。子どもにとっても、いろいろな方々との触れ合いややり取り、みなさまからの励ましのお言葉は、一人ひとりの成長のうえで非常に大切な点であり、自らが伸びていこうとする原動力にもなっているとも思います。

最後になりました。長欠や不登校での課題は大きいだけに、教育相談や憩の部屋での種々の取組を通して、子どもや保護者にとって、課題克服のための一助となり、少しでも集団のなかでも、やってみよう頑張ってみよう一歩踏み出してみようという自信が湧いてくるように、センター職員で力を合わせて今後も取り組んでいきたいと思っております。今後とも、よろしくお願いいたします。以上、令和5年度、6年度の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

教育長

報告が終わりました。このことについてご質問ご意見ありませんか。

田中委員

毎年丁寧な生徒との係わり、保護者、先生との係わりありがとうございます。聞かせていただいて、丁寧に係わってくださっていることもわかりましたし、通って

いる中学生の子が自らしたいっていう、そのやる気の出るうれしい報告も一緒に聞けて、よかったなと思います。一番最後の 7-10 ページで、今年度の活動の内容っていうのが書いてくださってあります。新規に見学の日というのが設けられたということで、見学しやすくなったなあと、保護者としては感じます。1 つ質問なのですが、今、憩いの部屋を見学させていただこうと思ったら、校長先生からの紹介状など、そういったものが必要なのか。お子さんたちと保護者が学校との関係がよかったら、そういったところにスムーズに繋がっていくかと思うのですが、関係が良くないっていう場合もあると思うので、そういったところはどうなっているのかっていうことをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

教育相談センター
長

はい、ありがとうございます。お尋ねの件でお答えさせていただきます。教育相談センターに連絡が来るのは、田中委員さんがおっしゃられたように、保護者さんから学校を経由せずに連絡が来る場合があります。もちろん学校を経由してくる場合もあります。それを受けた職員については、この内容については、学校へ連絡をしても構いませんかと、確認を取っております。とにかく私たちとしては、学校と保護者の関係、それから子どもの関係っていうのはもちろんありますが、情報を知りたいというところが、本当に憩いの部屋に所属する上でも、とても大切なところかなというふうに思います。もちろん、学校を蚊帳の外に置きながらという形にはなりません。その辺は本当に慎重に進めています。職員が保護者さんに、学校に連絡をしても構いませんか、お知らせをしても構いませんかって言うこと対しては、もうほとんどが結構です、構いませんということで、返事をいただいております。それを通じて、学校からも書類を提出いただいてもか、書類は書類としてありますが、日程的にスケジュール的なところが優先してくるので、なるべく、今、子どもが、または保護者さんが憩いの部屋を見たいというところを最優先にしながら日程のスケジュールの調整を進めておると、そういうふうな流れでセンター職員としても進めております。

田中委員

フリースクールさん等に聞かせていただいたら、やっぱり中には学校には報告せんという、みたいなのところもあるので、お子さんの意見尊重してっていうことでしたので、そういったところがハードルになることもあるなあと思ったのでそこら辺は臨機応変にさせていただけたらなあとと思います。お願いいたします。

そしてもう 1 点ですが、やはり通室するのに、通学とか通室手段っていうのがすごく、親の送迎でないといけないっていうところがどうしてもハードルが高くなってくるなあと、数見ても、なかなか行きにくい子どもたちが増えているので、そういったところもどうにか解消できたら、もう少し、もしかしたら、通いやすさで、増えてくれるんじゃないかなあとと思うのですが。基本は親の送迎になっていますよね。

教育相談センター
長

基本は親御さんの送迎っていうことで、安全を期してっていうのか、そういう意味も含めてですけども、もちろんそこからは、学校教育課さんとも、協議させていただいて、学割とか、そういう発行も、もちろん OK にしていますし、公共交通機関

を使いながらということで、今も実際に例としてお伝えさせていただくと、徒歩でこちらの方まで通って、通室している子どもがおります。その点についてはやはり交通の面であるとか、その点も非常に気になる。それから、子どもが憩い部屋へ来る、それから帰るという点においても、非常に今までの例でも、実際に本人を保護者さんが送ってきた場合は、本人の受け渡しが直接的にできるのですが、公共交通機関ではそれができませんので、センターを出たときには、親御さんに必ず連絡を取る。だから本人が帰ると、家に帰りましたってことで連絡をもらうとか。そういう形でも、実際に本人の所在については明らかにしておるというようなところを積み重ねております。書類については誓約書っていうのも、提出していただいたりとか、保護者の送迎についてはありますが、そういった公共交通機関も利用して構いませんということで、相談協議を重ねておるところは実際のところですよ。

田中委員

確か、以前もそのような丁寧な関わりをしてくださっているということを報告していただいたように思います。なかなか遠い場所にあるので、もう少し、ちょっと行ってみたいなというその気持ちにしたら、ちょっとハードルが高い場所にあるなあと感じますので、デマンドタクシーではないですけど、通えるすべっていうのがもう少し本当はあったらいいのだろうなというふうに感じました。行かしていただくには、事前の予約っていうのも必要になってくるかと思うんですが、今日は行きたいって思ったときにすぐ行けるような取り組みっていうのはなかなか難しいですか。

教育相談センター
長

結論から言うたら、行きたいというときに、すぐ来るのはちょっと厳しいかなと。それは理由として、通室している子どもたちが現におります。その点が1つと、それから、中心に関わってくれている指導員さんが、スタッフとしては、指導員が2名、それから相談員が2名、あと自分という形の5名の構成になっています。指導員についても、本当に丁寧な取り組みしてくれておりますので、そういうふうなときには非常にこれから行ってっていうのが非常にしんどいっていうのか、他の子どもとの関係とか、それから指導員さんとしての準備とかも日々してくれておりますので、その点がちょっとしんどい点があるのかなと、そんなふうに思います。

吉田委員

7-3の資料ですが、小学校中学校において長欠出現率という、令和5年度、おそらく令和6年度が1つ、ポイントになるかと。これが、さらに令和5年に比べて増えるようだと、林臨床心理士さんの時間対応が増えるだけじゃあ回っていくのか、その辺りはちょっと心配にはなるのですけれども、これは令和6年度の、長欠出現率によると思うのですけれども、そのあたりの対応について、何かお考えありますか。

教育相談センター
長

非常に大事なご指摘ありがとうございます。自分たちも、欠席人数については5日以上30日未満の数については本当に数が増えているという危惧をしています。増えてくる傾向については本当に要注意だなというところは事実です。そんな中でも、自分たちとしては、取り立てて大きなことをできる、ではありませんので、各

校長会での啓発であるとか、各学校でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから不登校支援員、それから訪問支援員という形で、教育相談センターまで来るまでもにかなり学校の方の取り組みもしてくれておるといところが実際のところですよ。その点での繰り返しをお願いをしながら続けていくというところで考えております。現状でいえるのは、その点だと思います。今までの長期の休みであるとか、この時期にはこういう点を留意してくださいとか、その辺についての相談員さんなりから、教育相談センターからの留意事項っていうのも、積み重ねながら取り組みを進めていけたらと、そんなふうに考えています。

吉田委員

どうもありがとうございます。その状況を見ながらということでそういう意味では各学校での支援体制にお願いすると。教育相談センターに来るまでもなく対応できる部分については対応してもらおうと、それは非常に大事なことだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それで、ちょっと1点、7-4の中学校のところですけども、5校のうち、3校、特に1校がちょっと心配な状況にあるのだらうなと思う。2校について、先ほどの説明は非常によくわかったのですが、2年生が1つのポイントになると、そういう意味では2校が増えている。ちょっとその1校との状況が違うのだらうなと思うので、ちょっともう少し詳しい説明をしていただければありがたいなというふうには思います。

教育相談センター
長

ご指摘ありがとうございます。先ほどは、全体像の中での話をお伝えさせていただきました。それぞれの中学校へ来るという点でいいますと、各校区内の小学校での特色ももちろん影響していく場面があるかと思います。また、各学年でのそれぞれの状況というのも、一定関係してきますので、各学校でのこの点がどうだとかっていう点については、もう1つ自分たちとしては不透明な部分がありますが、各年でちょっと状況が違ったり、不登校の数が多かったり、また逆に、家庭的にもケアが必要な子がいたりとか、そういうふうな状況もありますので、その点も注視、各学校で注視していきながら、取り組みを進めていけたらと、そんなふうに考えています。以上です。

吉田委員

特に2校の中学校について何かがあったとかいう報告は今のところはないということよろしいですか。

教育相談センター
長

別段ありませんので、それぞれこの数字を見て、本当に学校関係者は、もう自分らが伝える以上に、学校の様子とか学年の様子がわかってくると思いますので、それはやはり、日頃の学校での取り組みとか、学年での取り組みとか、それに反映されてきますので、その面も後押ししながら取り組みを進めていけたらと考えます。

吉田委員

どうもありがとうございます。

教育長

今話題になっている部分っていうのが、先ほどから報告いただいた中で、私自身も一番ポイントになるところかなと思って聞かしてもらいました。臨床心理士の見立てによるとってということで、前置きをしながら説明いただいたところだと思うのですが、小学校3年、中学校2年っていうのが、学校が一番楽しい時期である。それは発達とも関係している時期であるということ。そして、そこは仲間とともに自分を、出していける時期でもあるっていう話をしてくれたと思うのです。そして、そこのところで、何か引っかかりがあるとするならば、その引っかかりを取り除く。または、さらに今学校でやっていることを、今以上に、例えばセンター長の言葉で言うと充実感を持たせる取り組みが大切である。ここでいう充実感を持たせる取り組みっていうのは、どういったことを、学校で考えることが大事なのかっていうことを、カリキュラムの中で、それぞれの学校の特色を出しながら、入れ込んでいくということが積極的な取り組みに繋がるのかなあと思いながら、聞かせてもらったところです。発達とか、そして学校での立ち位置とか、そんなのを十分発揮させられる、機能させられるような取り組みっていうのをここで入れていくってことが、対応策ではなくって、防いでいく、積極的な取り組みに繋がるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

教育相談センター
長

ご指摘ありがとうございます。この部分で先ほどの説明から言いますと、ちょっとその流れに乗っていけない子どもについては、周りの大人っていう形でサポートしていく必要があるかと、そんなふうにお伝えさせていただきましたが、やはり大前提は学校の現場の中で、学校、行事、クラスの日々の活動、仲間づくり、いろいろな活動の中で、10人いたら10人がそれぞれの持ち味を発揮できるように、役割分担を持ちながら、学校の生活を、送っていくということが基本となりますので、その点についても留意しながら、気を配りながら、またこちらからもアナウンスをしていきながら取り組みを進めていけたらと、そんなふうに考えています。

教育長

他にありませんか。

簗下委員

今のセンター長のお話の中で、生活習慣が整わない児童生徒がいると。これは例えば昼夜逆転しているような子ども。この場合は、保護者を含めて、学校へ積極的に行く意味を生み出していない、そんな状況があるということと言われたと思うのですけども。子どもだけではなく、保護者、家庭も含めて、学校も相談センターも係わっていく必要があるということが本当に大変なところだと思うのです。特別な理解を必要とする、センターの職員はそういう力を持っている方が多いと思われるのですけども、本当に大変で、本当に心から敬意を表したいと思うのですけれども、学校となれば、いろんな悩みをセンターの方と共有できていることが、本当に子どもにかかわるとき勇気が湧いてくる、これは僕も前年言わせてもらっているのですけども、本当にここらが頼りにしているというところだと思いますので、教育相談センターも大変だと思うのですけれども、これからも本当によろしく願います。

教育相談センター
長

励ましのお言葉ありがとうございます。先生らも取り組みの相談ということで、心理士さんのところにも相談に来てくれたり、それから、教育相談センターももちろんですけども、学校教育課の方へ、相談を持ちかけたりとか、いろんな窓口を通じて、先生のお悩み相談でありますし、子どもとの関係づくりもそうですし、保護者との関係づくりもそうですし、地域との関係づくりもそうですし、本当にその点では、それぞれの専門的な見地生かしながら、取り組みを進めています。また、今後ともご協力よろしくお願いします。

教育長

他にございませんか。

中下委員

センター長さんからのご説明いただいて本当に丁寧な取り組み、それから、分析等で、これからの子どもたちをしっかりと見通していくっていう、そういったところは本当にありがたいなと感じました。ただ1つ私も感じたのですが、専門家の先生が、充実感得られないっていう、中学2年生、それから小学校3年生、そのあたりの発達の節っていうのですか、昔から、9歳の壁とか、思春期とか、その辺の子どもたちとの関わりにくさとか、育ちあぐねている子どもたちをどう導いていくのかっていう、保護者なり、学校関係者も、戸惑う時期でもあると思います。そういった面でまた、小学校入ったときの子どもたち、中学校入学時の子どもたちの不安という、様々な不安を、やっぱり子どもたちの日々の生活の中で抱えていると思うのです。そんな中で、そういった不安から生じるいろんな不登校なり、長期欠席っていうか30日以上欠席っていうのを、中心となるのはやっぱり、担任の先生であって欲しいなっていう気持ちがあります。そんな中で、いろんな方々と連携しながら繋がりを持つ、それも大切だと感じています。一番大事なのは、そういった子どもたちの発達段階っていうのですかね、そんなことを正しく見つける特に若い先生方、単級の学校も多いので、すぐ相談できる先輩とか、なかなか難しいと思うのですが、学校のそういった研修の中で、発達段階というのをしっかりと把握しながら、子どもたちと向き合う、そういうことも大切にしていきたいなと思いました。

教育長

ありがとうございます。今発達について学ぶっていうことを指摘していただいたのですが、経験者研修の中でも、やっぱりいろんな研修あるのですけれども、こういった研修っていうのが、ほんまに必要なって私自身も思います。やっぱり子どもを理解することから、いろんなことはスタートします。そこのところでの研修のあり方についてまた事務局内でも検討していきたいとそんなふうに思います。ありがとうございます。

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第7号を終わります。

次にその他の協議事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局からありませんか。

続いて、連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局からありませんか。

参事

連絡事項等についてのプリントをご覧ください。まず定例会です。

5月につきましては5月28日、9時半からこの場所です。6月の定例会は6月25日火曜日、9時半から、この場所になっておりますので、よろしくお願いします。

次に、伊都地方教育委員会連絡協議会総会と視察につきまして、5月23日、3時半から柱本小学校、岡潔数学体験館で行います。これにつきましては終了後懇談会を予定しておりますので、一度、委員の皆様には教育委員会に集合していただきまして、そろって、こちらからお送りをさせていただきます。集合時間等を改めてメールでお知らせをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それから県の市町村教育委員会連絡協議会です。5月31日金曜日、ダイワロイネットホテルの和歌山で開催します。常任委員会につきましては今田教育長と、職務代理者の吉田委員になります。定期総会については全員です。全員でそろって11時に間に合うように、出発をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。集合時間等につきましては、5月28日の定例会で、報告をさせていただきます。事務局からの報告は以上です。

教育長

予定等よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

そうしましたら、以上で4月定例会を閉会します。

閉会 午前11時36分

署 名 委 員